

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名	岸和田市特定外来生物防除等業務
2 委 託 場 所	仕様書に定める
3 委 託 期 間	契 約 締 結 日 から 令和 9 年 2 月 26 日 まで
4 業 務 委 託 料	■■■■■■■■円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ■■■円)
5 契 約 保 証 金	岸和田市財務規則第 123 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。
6 業 務 委 託 料 の 支 払 方 法	完了払

上記の業務について発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 所 在 地 岸和田市岸城町 7 番 1 号

名 称 岸 和 田 市

代 表 者 岸和田市長 佐 野 英 利
(環境農林水産部環境保全課取扱)

(受注者) 所 在 地

商号または名称

代表者職氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成するため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合または前項の指示若しくは発注者と受注者とが協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 受注者は、業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(業務工程表の提出)

第2条 受注者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものでない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第36条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号または第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。

- 5 発注者は、受注者が岸和田市財務規則第 123 条第 2 号の規定に該当すると認めるときは、契約保証金の納付を免除することができる。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 100 分の 10 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第 4 条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。以下「成果物等」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第 5 条 受注者は、成果物等が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。

（一括再委託等の禁止）

- 第 6 条 受注者は、業務の全部を一括して、または発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 前項において、発注者は、受注者に対して業務につき著しく、不適當と認められる受注者または下請者の変更を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第 7 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第8条 地元関係者との交渉等は、原則として発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者または受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出または質問に対する承諾または回答

(3) この契約の履行に関する受注者または受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 11 条 発注者は、管理技術者または受注者の使用人若しくは第 6 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 12 条 受注者は、発注者の求めに応じ、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 13 条 受注者は、業務の内容が設計図書または発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときや、その他発注者の責めに帰すべき事由による場合において、発注者は必要があると認められるときは、委託期間または業務委託料を変更しなければならない。

(条件変更等)

第 14 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬または脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら同項各号に掲げる事実を発

見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託期間または業務委託料を変更しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 15 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書または業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託期間または業務委託料を変更しなければならない。

（業務の中止）

第 16 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないためまたは暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的または人為的な事象があつて、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間または業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による委託期間の延長）

第 17 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による委託期間の短縮）

第 18 条 発注者は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短

縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第19条 委託期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法)

第20条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第22条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して完了報告書及び成果物を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了報告書及び成果物を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

(業務委託料の支払い)

第23条 発注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、受注者に対して、業務委託料を次のように支払うものとする。

(1) 完了払

発注者は、受注者の請求により業務委託料の全額を支払う。

(2) 前払金をしない場合の部分払

業務完了前部分支払いについては、発注者は、受注者の請求により業務履行に応じた業務委託料（以下「出来高業務委託料」という。）の 10 分の 9 までの代価を支払う。
ただし、この請求は、毎月 1 回を超えてはならない。

(3) 前払金をした場合の部分払

次の式により算出した金額を支払うものとする。

請求額 = 出来高業務委託料 × (9 / 10 - 前払金額 / 業務委託料) - 部分払支払済額

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 6 条に規定する期間内に支払わなければならない。

(前金払)

第 24 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条に規定する期間内に前払金を支払わなければならない。

(前払金の使用等)

第 25 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第 26 条 受注者は、発注者が第 24 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部または一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第 27 条 発注者は、引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注

者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に揚げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第28条 発注者は、成果物が完成するまでの間は、次条または第30条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務が完了しないときまたは委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第27条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に揚げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年 6 月 27 日 条例第 35 号）において定義される暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 32 条または第 33 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 受注者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第30条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、

直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条の規定による排除措置命令を受けたときまたは同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を受けたとき（確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 または同法第 198 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員またはその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制約）

第 31 条 第 29 条各号、第 30 条各号または前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 32 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 33 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 15 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 16 条の規定による業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1（委託期間の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 34 条 第 32 条または前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 35 条 この契約が業務の完了前に解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約を業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認められるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 24 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 29 条、第 30 条、第 30 条の 2 または次条第 3 項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還期日の翌日における民事法定利率（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による額の利息を付した額を、第 28 条、第 32 条または 33 条による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 24 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 29 条、第 30 条、第 30 条の 2 または次条第 3 項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還期日の翌日における民事法定利率の割合による額の利息を付した額を、第 28 条、第 32 条または 33 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 36 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 29 条、第 30 条または第 30 条の 2 の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第29条、第30条または第30条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号または第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合（第30条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第37条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第32条または第33条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
- 2 第23条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払

いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 38 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 22 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示または貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(疑義等の決定)

第 39 条 この契約書に定めのない事項またはこの契約書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。